

令和7年度
脱臭装置活性炭交換工事
(伊那浄水管理センターほか)

特記仕様書

公益財団法人長野県下水道公社

I 総括事項

1 適用

本仕様書は、「令和7年度 脱臭装置活性炭交換工事（伊那浄水管理センターほか）」に適用する。

2 工事範囲

本工事の施工範囲は、後述する「II工事内容」のとおりとする。

3 工事箇所

(1) 伊那浄水管理センター	伊那市下新田2990	4塔
(2) 西町ポンプ場	伊那市西町5154-3	1塔
(3) 山寺ポンプ場	伊那市山寺1956-12	1塔

4 提出書類

(1) 請負者は、以下の書類を提出しなければならない。

ア 現場代理人、主任技術者等の指定通知	契約後5日以内	1部
イ 現場代理人、主任技術者経歴書	契約後5日以内	1部
ウ 工程表	契約後5日以内	1部
エ 着手届	契約後10日以内	1部
オ 施工計画書	契約後速やかに	1部
カ 施工協議書	協議の都度	1部
キ しゅん工届	しゅん工日までに	1部
ク 報告書	しゅん工日までに	3部
（ア）入替実施内容		
（イ）工事記録（作業日報）		
（ウ）納入品一覧表		
（エ）工事写真		
（オ）施工協議書		
（カ）産業廃棄物管理票（マニフェスト）（写し）		
（キ）その他報告として必要な資料、図面等		
ケ その他必要なもの	その都度	1部
（2）工事写真は各箇所、段階について同場所より撮影し、特に工事後目視できなくなる場所についてでは入念に撮影する。なお、デジタルカメラの使用を認めるものとする。		
（3）工事記録は日報形式（様式は任意とする。）とし、日付、天候、作業人員、作業箇所及び作業内容を記入する。		
（4）提出書類の規格はしゅん工図を除きA4版とする。		

5 検査

しゅん工検査は、現地における立会検査及び修繕工事報告書等書類検査とする。

なお、立会検査において必要となる測定機器類は請負者の負担とする。

6 保証期間

引き渡し完了日から起算して2年間を保証期間とする。この間に請負者の責による不具合又は支障が生じた場合は、請負者は自己の負担で発注者が承認した方法及び期間内において活性

炭の入れ替え等を行うこととし、再使用開始後2年間を更に保証期間とすること。

7 適用規格

本仕様書に記載のない事項は次によるものとする。

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編）（国土交通省）
- (2) 土木工事共通仕様書（長野県）
- (3) 機械工事施工管理基準（国土交通省総合政策局）
- (4) その他関連法令・規格

8 工具類

工事に必要な工具類は、全て請負者にて用意すること。

9 注意事項

本仕様書は、仕様の要領のみを記載するものであるから、施工に当たっては仕様書に記載のない事項であっても必要な事項は当然満足するものとする。

本工事の施工に当たり疑義を生じた場合は、発注者と請負者にて協議するものとし、請負者の一方的な解釈によつてはならない。

II 工事内容

1 対象設備

設 備	施設名	カートリッジ寸法 (横×幅: cm)
① No.1 水処理脱臭塔	伊那浄水管理センター	120×100
② No.2 水処理脱臭塔	//	145×145
③ 汚泥棟活性炭吸着塔	//	100×100
④ 沈砂池脱臭塔	//	100×100
⑤ 脱臭塔	西町ポンプ場	80× 80
⑥ 脱臭塔	山寺ポンプ場	80× 80

2 活性炭仕様

種類 項目	酸性ガス吸着用 活性炭（新炭）	アルカリ性ガス吸着用 活性炭（新炭）	中性ガス吸着用 活性炭（新炭）
炭 種	石炭系/ヤシ殻系	石炭系/ヤシ殻系	石炭系/ヤシ殻系
形 状	円柱状	円柱状	円柱状
粒 度	4~8mesh 95%以上	4~8mesh 95%以上	4~8mesh 95%以上
吸着性能	現行使用品（旧炭化成工業スターコールY-AC・Sほか）同等とする。	現行使用品（旧北炭化成工業スターコールY-AC・Aほか）同等以上とする。	現行使用品（旧北炭化成工業スターコールY-AC・Nほか）同等以上とする。
納入量	1,807kg	1,756kg	1,810kg

納入量内訳(kg)及びカートリッジ数(個)

設備	酸性ガス吸着用 活性炭	アルカリ性ガス吸着用 活性炭	中性ガス吸着用 活性炭
① No.1 水処理脱臭塔	830 (3)	530 (3)	600 (3)
② No.2 水処理脱臭塔	210 (2)	250 (2)	210 (2)
③ 汚泥棟活性炭吸着塔	317 (2)	396 (2)	530 (2)
④ 沈砂池脱臭塔	210 (2)	245 (2)	220 (2)
⑤ 脱臭塔	130 (1)	155 (1)	135 (1)
⑥ 脱臭塔	110 (1)	180 (1)	115 (1)

活性炭の交換前に活性炭の形状・性能が明示された資料を書面にて提出すること。発注者が必要と認めた場合は、納入される活性炭を発注者の定める方法により、請負者が検査を行うものとする。

なお、これらの検査等に要する一切の費用は受託者の負担とする。

2 作業内容

- (1) 活性炭入替前の吸着塔の差圧及び風量（風速からの換算値も可）、脱臭ファンの電流値を確認、記録する。
- (2) 活性炭カートリッジを取り出し、活性炭を人力又は吸引車等にて抜き取り、回収する。
- (3) 吸着塔、カートリッジ等の腐食、損傷等について点検を行う。
- (4) カートリッジ間のパッキンを交換する。
- (5) カートリッジに活性炭を充填し、吸着塔内部を清掃した上で、カートリッジを吸着塔に納める。各カートリッジ間は、パッキンによる気密性が保たれていることを確認する。
- (6) 活性炭入替後の吸着塔の差圧及び風量を測定し、所定の風量が得られるようにダンパーの調整を行い、調整後の差圧、風量、脱臭ファンの電流値を確認、記録する。
- (7) 入替後の活性炭の銘柄、品番及び入替年月日を、カートリッジ（活性炭脱臭設備の扉を開いた際に見える面）及び活性炭吸着塔側面に印刷テープ等で表示する。
- (8) 入替作業により回収した使用済み活性炭は産業廃棄物又は再生炭利用として運搬及び処分を適正に行うこと。また、納品の際に発生する紙袋等、入替作業時の廃棄物及び残材等は、関係法令に従い適切に処分すること。

3 その他

- (1) 請負者は、作業の安全に留意し、労働安全衛生関係法規を遵守して災害の防止に万全を期すこと。
- (2) 業務を行う場合は、他の工作物に支障を与えないよう実施すること。なお、万一他の工作物等に支障を来たした場合は、請負者の責により改善すること。
- (3) 業務に使用する工具、測定器等に要する費用は請負者の負担とする。ただし、処理場内の電源及び現場に設置されている吊り上げ装置等、本業務を行うにあたり必要な現場設置設備は使用可能とする。
- (4) 業務を実施する過程で発見された設備等の不具合については、その都度発注者に報告し、指示を受けること。なお、必要な場合は、その修繕方法を検討し報告するものとする。
- (5) 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は示されていない事項については発注者と請負者で協議して定めるものとする。